

「土砂法」と砂防三法（「急傾斜地法」・「砂防法」・「地すべり等防止法」）について

種類	A（建築基準関係規定）		B（建築基準関係規定以外の規定）	
	土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン） ◇3種類の自然現象 急傾斜地・土石流・地すべり	急傾斜地崩壊危険区域 【災害危険区域】	砂防指定地	地すべり防止区域
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂法^{※1}第9条 	<ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地法^{※2}第3条 ・建築基準法第39条 ・福岡県建築基準法施行条例第3条,第4条 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法第2条 	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべり等防止法第3条
建築確認申請関係事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図に福岡県北九州県土整備事務所用地課による、区域の確認（線引き）が必要 ・ 建築基準法施行令第80条の3、H13国交告第383号による構造規制有 ・ 土砂法第10条「特定開発行為」に該当する場合は福岡県知事の許可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急傾斜地法第7条により福岡県知事の許可が必要 ・ 福岡県建築基準法施行条例第4条ただし書きにより特定行政庁（建築指導課）の認定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の要否を福岡県北九州県土整備事務所用地課と要協議 	
区域の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県砂防課 HP（区域マップ）で確認 ・ 建築審査課又は河川整備課で資料閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県北九州県土整備事務所用地課へ確認 		

※1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

※2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律